

議員提出第3号

平成27年6月25日

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮下 明 博 様

提出者

安曇野市議会議員 小 林 純 子

賛成者

安曇野市議会議員 猪 狩 久美子

安曇野市議会議員 藤 原 陽 子

安曇野市議会議員 中 村 今朝子

(別紙)

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

安曇野市議会会議規則（平成17年安曇野市議会第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出第4号

平成27年6月25日

農業改革に関する意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮下明博様

提出者

安曇野市議会環境経済委員会

委員長 内川集雄

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

農業改革に関する意見書（案）

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者、国民が認識している。農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者を始めとした積極的な取り組み・改善が必要なことは言を待たない。

しかしながら、政府が平成 26 年 6 月 24 日に決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人（農業生産法人）」の在り方に関して、セットで見直しを断行すると提示されている。

国連は、2014 年を「国際家族農業年」とし、食料危機の解決と食料主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業経営の普及を呼びかけました。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を守り育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することにより食料自給率の向上を目指すことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 殿

議員提出第5号

平成27年6月25日

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮下明博様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 小松芳樹

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

総務大臣

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成 26 年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、安曇野市においては中学 3 年まで医療費助成は取り組まれているが、窓口での一時払いをなくしてほしいとの声が多く上がっていた。そこで、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 殿

議員提出第6号

平成27年6月25日

安全保障法制関連法案の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮下明博様

提出者

安曇野市議会議員 小林純子

賛成者

安曇野市議会議員 増田望三郎

安曇野市議会議員 林孝彦

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

提案理由

国会は22日夜の衆院本会議で、24日までの会期を9月27日まで延長することを与党などの賛成多数で議決した。安倍首相は「95日という最大の延長幅を取り、十分な審議時間を取って徹底的に議論していきたい」と述べ、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案の成立を期す構えであるが、法案を提出する政府が憲法をないがしろにする態度では、いくら審議時間を費やしても、法律に正統性は生まれぬ。ほとんどの憲法学者が一致して憲法違反とする安全保障法制関連法案の撤回を強く求めて、意見書を提出する。

安全保障法制関連法案の撤回を求める意見書（案）

日本は戦後 70 年の間「平和国家」として現行憲法による「専守防衛」の安全保障政策のもと国際紛争の解決のための武力行使を認めず、恒久の平和を願う国として国際的にも信頼され高く評価されてきました。

安曇野市においても『安曇野市平和都市宣言』を制定し、平和で豊かな安心して暮らせる社会を築くために、「平和の集い」を開催するなど地域に根差した平和活動に取り組んできました。

ところが、政府は昨年 7 月 1 日に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、具体化するための安全保障法制関連法案を今年 5 月 14 日に閣議決定しました。

この法案は、国会の事前承認により、いつでもどこでも世界で起こる紛争地に自衛隊を派遣できるだけでなく、場合によっては事後承認でも可能など、海外での武力の行使に道を開く危うい法案です。戦後貫いてきた「専守防衛」の原点を大きく踏み外すものであり「このままでは日本は戦争できる国になってしまうのではないか」という危機感と疑念を強くいだかせるものです。

法案の審議の過程で 6 月 4 日に開催された衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員から、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について、憲法違反であるとの指摘がなされました。

また、時の政権によって憲法解釈を便宜的、意図的に変更して進めることは、国家権力の濫用を抑える立憲主義に反しており、容認することはできません。

集団的自衛権の行使は典型的な違憲行為であり、憲法 9 条を改正することなくしてはありえません。複雑な国際情勢への対応は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、これからも粘り強く、積極的に、非軍事・非暴力の平和外交を貫くべきです。

よって、安全保障法制関連法案を撤回するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官 殿

議員提出第7号

平成27年6月25日

安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮下明博様

提出者

安曇野市議会議員 荻原勝昭

賛成者

安曇野市議会議員 井出勝正

安曇野市議会議員 松澤好哲

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書（案）

安倍晋三内閣は昨年7月1日に集団的自衛権行使容認の閣議決定をした。これに基づき「平和安全法制整備法案」（自衛隊法など既存10法を一括改定する法案）と新設の「国際支援法案」を5月14日閣議決定し、15日に国会に提出した。

この2つの法案は、戦後これまでの政府が憲法9条の下では違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、日本が武力による攻撃を受けていないのに米国などの軍隊による他国に対する武力行使に、自衛隊が地理的な制限なく緊密に協力するとするものである。

法案の審議の過程で6月4日の衆院憲法審査会で自民・公明・次世代と民主党と維新の与野党推薦による参考人の3人の学識経験者（憲法学の専門家）全員が集団的自衛権行使は「憲法に違反する」と表明した。

安曇野市は「安曇野市平和都市宣言」を行い、毎年「平和の集い」を開催して、悲惨な戦争は二度としてはならないと平和の誓いをしている。自国を守るのではなく、よその国に出かけて戦争に参加し、武力を行使することは「日本国憲法」からみて許されない。今、国会で審議されている2つの安保関連法案に対し、市民・国民が大変心配している。憲法違反ともされる重大な問題のある同法案に対し、国民の理解が得られるまで徹底審議を尽くすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官 殿

議員提出第8号

平成27年6月25日

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮下明博様

提出者

安曇野市議会議員 竹内秀太郎

賛成者

安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 小松 芳樹

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書（案）

安倍晋三内閣は昨年7月1日に集団的自衛権行使容認の閣議決定をした。これに基づき「平和安全法制整備法案」（自衛隊法など既存10法を一括改定する法案）と新設の「国際支援法案」を5月14日閣議決定し、15日に国会に提出した。

法案の審議の過程で6月4日の衆院憲法審査会で自民・公明・次世代と民主党と維新の与野党推薦による参考人の3人の学識経験者（憲法学の専門家）全員が集団的自衛権行使は「憲法に違反する」と表明した。

安曇野市は「安曇野市平和都市宣言」を行い、毎年「平和の集い」を開催して、悲惨な戦争は二度としてはならないと平和の誓いをしている。今、国会で審議されている2つの安保関連法案に対し、市民・国民が大変心配している。憲法違反ともされる重大な問題のある同法案に対し、国民の理解が得られるまで慎重審議を尽くすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官 殿